

ては、第20条により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表に定める授業科目の中から経済学部124単位以上、スポーツ学部124単位以上を修得した者に対し、教授会の議を経て卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

2 前項に定める卒業に必要な単位の修得区分は、次のとおりとする。

(1) 経済学部 キャリアデザイン科目 6単位以上
 総合教養科目 30単位以上
 専門教育科目 76単位以上
 自由選択科目 12単位以上
 (自由選択科目には、自学部で履修した卒業要件単位数を
 超える科目、及び他学部で履修した科目を含む。)

(2) スポーツ学部 キャリアデザイン科目 6単位以上
 総合教養科目 24単位以上
 専門教育科目 76単位以上
 自由選択科目 18単位以上
 (自由選択科目には、自学部で履修した卒業要件単位数を
 超える科目、及び他学部で履修した科目を含む。)

(学位)

第37条 前条の規定により単位を修めた者は、次の区分に従い、学位を授与する。

経済学部 学士(経済学)

スポーツ学部 学士(スポーツ学)

第9章 賞罰

(表彰)

第38条 学生として模範とするにたる者は、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第39条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長がこれを懲戒することができる。

- (1) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告する。

3 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 厚生及び保健